

平成25年度分 環境報告書（概要）

本報告書は、「環境配慮促進法」に基づき、環境省の「環境配慮等の状況」を公表するものであり、「環境省環境配慮の方針」に基づく「環境省環境マネジメントシステム」における目標の達成状況のほか、「グリーン購入法」及び「地球温暖化対策推進法」等に基づき環境省が実施している各種取組状況も調査した。また、併せて、同方針に基づく環境保全のための政策の企画・立案の状況についても調査した。

オフィス活動分野：環境配慮の取組の状況等

原子力規制委員会を除く環境省全体を対象とした7つの目標のうち、電気使用量、上水使用量、グリーン購入・調達状況、廃棄物排出量の4つは目標を達成したが、公用車の燃料使用量、用紙使用量、温室効果ガス排出量の3つは目標を達成していない。

インプット

（1）電気使用量

＜原子力規制委員会を除く環境省全体＞

※ [] 内は原子力規制委員会の値（外数）

年度（平成）	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
事務所の単位面積当たり 電気使用量（kWh/m ² ）	137.4	126.9	116.2	122.1	85.8	94.8	89.7	86.5	99.1	99.7	101.5	100.4 [88.6]	96.0 [118.5]
平成13年度を100とした 場合の割合（%）	100	92.4	84.6	88.9	62.4	69.0	65.3	63.0	72.1	72.6	73.9	73.1	69.9

目標（当面の地球温暖化対策に関する方針）

「政府の実行計画」における「事務所の単位面積当たり電気使用量を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で概ね90%以下にする」という目標と同等以上の取組を推進することとする。

実績

平成25年度の実績は69.9%であり、目標を達成している。

【電気使用量の削減に向けた取組】

- 「環境省実施計画」において、OA機器、家電製品及び照明の適正規模のもの導入・更新、クールビズ・ウォームビズの励行、冷暖房中の窓・出入口の開放禁止等の取組を進めることとしている。
- 「グリーン購入法基本方針」において、OA機器、家電製品等は電気使用量の削減に関する観点から判断の基準が定められており、環境省ではこれらの物品等について、「環境省調達方針」に基づき適切に調達を行うことで、電気使用量の削減に向けた取組を進める。
- 「環境マネジメントシステム」において、OA機器の節電の励行、電灯・電気機器の節電の励行、地球温暖化対策推進のためのクールビズ・ウォームビズの徹底等を掲げている。
- 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、電気使用量の削減を進める。

(2) 公用車の燃料使用量

＜原子力規制委員会を除く環境省全体＞

※ [] 内は原子力規制委員会の値（外数）

年度（平成）	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
公用車の燃料使用量 (GJ)	4,645	5,086	5,366	5,600	6,278	5,777	5,617	6,024	6,132	6,503	5,721	8,732 [240]	11,559 [684]
平成13年度を100とした 場合の割合（％）	100	109.5	115.5	120.6	135.2	124.4	120.9	129.7	132.0	140.0	123.2	188.0	248.8
（参考）地方環境事 務所の職員数（人）	-	-	-	-	369	394	400	407	407	400	439	643	857

目標（当面の地球温暖化対策に関する方針）

「政府の実行計画」における「平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均概ね85%以下とする」という目標と同等以上の取組を推進することとする。

実績

平成25年度の実績は248.8%であり、目標を達成していない。このように目標を大幅に超過する状況となっているのは、近年、管内の管理等のために公用車を多用する地方環境事務所の使用量が増加していることによるものと推察される。とりわけ、東日本大震災後に設立された福島環境再生事務所は、除染等の作業の現場監督業務のため、毎日、公用車で現場を回っており、車両の数も前年の68台から100台へと大幅に増加している。

今後は、東日本大震災の対応が時限的なものであることを踏まえ、地方環境事務所における状況を見つつ、適切な目標を検討していくことが重要である。

[注] 政府全体の目標である「当面の地球温暖化対策に関する方針」について、環境省全体を対象とすると上記のようになるが、環境省のオフィス活動分野の環境配慮システムである「環境省環境マネジメントシステム」については、本省庁舎組織のみを対象として目標を定めており、こちらは平成13年度比で74.3%となっている。

【公用車の燃料使用量の削減に向けた取組】

- 「環境省実施計画」において、きめ細かい燃料使用量の調査の実施、エコドライブの実施、アイドリングストップ車の導入等の取組を進めることとしている。
- 「グリーン購入法基本方針」において、自動車は排出ガス及び燃費基準値について一定の基準を満たすように判断の基準が定められており、環境省では「環境省調達方針」に基づき、これらの自動車について適切に調達を行う。
- 「環境マネジメントシステム」において、公用車による二酸化炭素排出抑制の効果をより一層高めることを掲げている。
- 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、公用車の燃料使用量の削減を進める。

(3) 用紙使用量

＜原子力規制委員会を除く環境省全体＞

※ [] 内は原子力規制委員会の値（外数）

年度（平成）	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
用紙使用量（t）	121	88	113	119	100	106	102	99	93	97	96	122 [51]	129 [57]

目標（当面の地球温暖化対策に関する方針）

「政府の実行計画」における「平成13年度比（121 t）で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で増加させない」という目標と同等以上の取組を推進することとする。

実績

平成25年度の実績は129 t であり、目標を達成しておらず、今後はより一層の努力が必要な状況となっている。

【用紙使用量削減に向けた取組】

- 「環境省実施計画」において、コピー用紙・事務用箋等の年間使用量の把握管理・削減、会議用資料や事務手続の一層の簡素化、各種報告書類の大きさ等の規格の統一化、各種報告書類のページ数・部数が必要最小限の量となるよう見直し、両面印刷・両面コピーの徹底、集約印刷の利用等の取組を進めることとしている。
- 「環境マネジメントシステム」において、極力簡潔な資料作成、必要最小限の印刷・コピー、両面コピー、不要となった片面コピーの裏面の再利用等を掲げている。
- 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、更なる用紙使用量の削減を進める。

(4) 上水使用量

＜原子力規制委員会を除く環境省全体＞

※ [] 内は原子力規制委員会の値（外数）

年度（平成）	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
単位面積当たりの上水使用量（m ³ /m ² ）	1.60	1.15	1.11	1.15	0.65	0.84	0.91	0.78	0.99	1.02	0.84	1.04 [0.23]	1.04 [0.13]
平成13年度を100とした場合の割合（%）	100	71.9	69.4	71.9	40.6	52.5	56.9	48.8	61.9	63.8	52.5	65.0	65.0

目標（当面の地球温暖化対策に関する方針）

「政府の実行計画」における「事務所の単位面積当たりの上水使用量を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で90%以下にする」という目標と同等以上の取組を推進することとする。

実績

平成25年度の実績は65.0%であり、目標を達成している。

【上水使用量削減に向けた取組】

- 「環境省実施計画」において、簡便な手法を利用したトイレ洗浄水の節水、トイレに流水音発生器の設置、水栓に必要に応じて節水コマの装着、水栓の水道水圧を低めに設定、水漏れの点検の徹底等の取組を進めることとしている。
- 「環境マネジメントシステム」において、執務室内の張り紙等による上水使用

の節減の励行、給湯室への張り紙による上水使用の節減の励行等を掲げている。
 ○ 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、更なる上水使用量の削減を進める。

(5) グリーン購入・調達状況

<原子力規制委員会を除く環境省全体>

目標（環境省調達方針）

- 一般公用車：平成25年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
- 電気冷蔵庫等：平成25年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
- 紙類：調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

実績

- 一般公用車：平成25年度の特定調達物品等の調達実績は100%であり、目標を達成している。
- 電気冷蔵庫等：平成25年度の特定調達物品等の調達実績は100%であり、目標を達成している。
- 紙類：平成25年度の特定調達物品等の調達実績は100%であり、目標を達成している。

循環利用・アウトプット

(1) 温室効果ガス排出量

<原子力規制委員会を除く環境省全体>

※ [] 内は原子力規制委員会の値（外数）

年度（平成）	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
温室効果ガス排出量 （tCO ₂ ）	6,695	7,659	7,275	7,221	7,332	6,043	5,055	6,006	5,993	6,064	5,827	7,120 [431]	7,997 [1,021]
平成13年度を100とした場合の割合（%）	100	114.4	108.7	107.9	109.5	90.3	75.5	89.7	89.5	90.6	87.0	106.3	119.4

目標（当面の地球温暖化対策に関する方針）

「政府の実行計画」における「平成13年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの平成22年度から平成24年度までの総排出量の平均を8%削減する」という目標と同等以上の取組を推進することとする。

実績

平成25年度の実績は19.4%増加であり、目標を達成しておらず、今後はより一層の努力が必要な状況となっている。

[注] 平成24年から平成25年にかけて増加した温室効果ガス排出量（877 tCO₂）については、電気使用量による温室効果ガス排出量の増加（633 tCO₂）が大きく、これは電気の排出係数の悪化等によるものである。

【温室効果ガス排出量削減に向けた取組】

- 「環境省実施計画」において、財やサービスの購入・使用に当たっての配慮（低公害車の導入、自動車の効率的利用等）、建築物の建築、管理等に当たっての配慮（省エネルギー対策の徹底、冷暖房の適正な温度管理、太陽光発電の導入等）、その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮（エネルギー使用量の抑制、ごみの分別等）、職員に対する研修（職員研修の機会の提供・情報提供、温暖化対策に関する活動への参加奨励等）等の取組を進めることとしている。
- 「環境マネジメントシステム」において、通常の行政事務に供する公用車への低公害車の導入、事務所の単位面積当たりの電気使用量を平成13年度比で60%以下とすること、クールビズ・ウォームビズの徹底等を掲げている。
- グリーン購入について、「グリーン購入法基本方針」に、環境物品等の調達推進の背景及び意義の1つとして、「当面の地球温暖化対策に関する方針」に基づき、国等は従来と同等以上に環境物品等を率先して調達する必要がある旨の記述がある。環境省では「グリーン購入法基本方針」に即して適切に「環境省調達方針」を作成し、「環境省調達方針」に従って適切に調達を行うことで、温室効果ガス排出量削減に向けた取組を進める。
- 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、更なる温室効果ガス排出量の削減を進める。

（2）廃棄物排出量

① 廃棄物総量

＜原子力規制委員会を除く環境省全体＞

※ [] 内は原子力規制委員会の値（外数）

年度（平成）	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
廃棄物総量（t）	673	560	393	331	360	385	358	370	429	271	291	350 [8]	298 [24]
平成13年度を100とした場合の割合（%）	100	83.2	58.4	49.2	53.5	57.2	53.2	55.0	63.7	40.3	43.2	52.0	44.3

目標（当面の地球温暖化対策に関する方針）

「政府の実行計画」における「事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で概ね75%以下にする」という目標と同等以上の取組を推進することとする。

実績

平成25年度の廃棄物総量の実績は、平成13年度比で44.3%であり、目標を達成している。

② 可燃ごみ排出量

＜原子力規制委員会を除く環境省全体＞

※ [] 内は原子力規制委員会の値（外数）

年度（平成）	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
可燃ごみ排出量（t）	538	409	285	236	241	142	127	223	272	184	202	226 [7]	159 [18]
平成13年度を100とした場合の割合（%）	100	76.0	53.0	43.9	44.8	26.4	23.6	41.4	50.6	34.2	37.5	42.0	29.6

目標（当面の地球温暖化対策に関する方針）

政府の実行計画における「廃棄物中の可燃ごみの量を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に概ね60%以下とする」という目標と同等以上の取組を推進することとする。

実績

平成25年度の可燃ごみ排出量の実績は、平成13年度比で29.6%であり、目標を達成している。

【廃棄物の排出削減に向けた取組】

- 「環境省実施計画」において、包装の簡略化、容器・包装の再使用・再生利用、使い捨て製品の使用・購入の抑制、庁舎ごとのリサイクル計画の策定・実施責任者の指名、シュレッダー使用の制限等の取組を進めることとしている。
- 「環境マネジメントシステム」において、廃棄物総量の削減を図るため、エコバッグ等の使用の徹底、レジ袋等の辞退、使い捨て商品の購入・使用の回避等を掲げている。また、可燃ゴミ排出量の削減を図るため、執務室内への張り紙等による可燃ゴミ削減の呼び掛け等を掲げている。
- 環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、更なる廃棄物排出量の削減を進める。

政策分野：環境施策の状況

平成25年度に行った施策については、あらかじめ設定した目標の達成状況や指標の動向等により、施策に係る現状の把握、課題等の分析を踏まえて評価を行った。

評価対象とする施策については、「地球温暖化対策の推進」等の10施策（45目標）を掲げ、それぞれについて評価を行い、その結果を施策への反映状況として整理している。評価結果の概要は、以下の表のとおりである。

平成25年度事後評価（政策評価）の概要

【10施策】

- ①地球温暖化対策の推進、②地球環境の保全、③大気・水・土壌環境等の保全、④廃棄物・リサイクル対策の推進、⑤生物多様性の保全と自然との共生の推進、⑥化学物質対策の推進、⑦環境保健対策の推進、⑧環境・経済・社会の統合的向上、⑨環境政策の基盤整備、⑩放射性物質による環境の汚染への対応

反映状況	施策体系における対象施策数
施策の改善・見直し	16
概算要求に反映	16
機構・定員要求に反映	3
機構要求に反映	0
定員要求に反映	3

<注1>本報告書の報告対象

政府の実行計画の基準年が平成13年であることを考慮し、当時存在していなかった原子力規制委員会（原子力規制庁）を除く環境省全体を対象とすることを原則としている。

ただし、各種目標の設定状況等も踏まえ、本省庁舎組織のみを対象とする部分もある。

<注2>政府の実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）及び京都議定書目標達成計画（平成17年4月28日閣議決定）に基づき策定された「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のために実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定）。平成19年度から平成24年度までの期間が対象。

当面の地球温暖化対策に関する方針（平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定）において、政府は、新たな地球温暖化対策計画に即した新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、政府の実行計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進することとしている。

<注3>環境省実施計画

政府の実行計画に基づき、環境省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画（平成19年10月12日策定）。